

建設W E B 佐賀（九州建設情報社会員制有料サービス）規約

会員制有料サービスへの入会申込をしていただくにあたり、以下の規約を必ずお読み下さい。又規約以外にも本文末尾の『会費別表』を必ずご覧ください。以下の規約は 2025 年 10 月 1 日から適用します。

建設W E B 佐賀会員規約

2025 年 10 月 1 日

第 1 条 名称

建設W E B 佐賀は九州建設情報社主宰のコンピューター・ネットワークシステムによる会員制ネットワークサービスです。

第 2 条 事務局

建設W E B 佐賀は九州建設情報社主宰の事務局（以下、「事務局」と表記します）により運営管理するものとし、事務局は下記に置きます。

郵便番号 812-0008 福岡市博多区東光 1 丁目 2-8 内山東光ビル 501

問い合わせ先

電 話 092-409-4742

F A X 092-409-4743

電子メール info1@kensetsunavi.com

第 3 条 規約の適用範囲・変更

この規約は建設W E B 佐賀が提供するすべてのサービスに共通して適用されるものとします。ただし、個々のサービスにおいて別の定めをおく場合は、その定めを適用するものとします。

この規約に変更の必要がある場合、事務局が定める方法により提出することにより、随時変更できるものとします。ただし、全会員に不利益が生じる場合は一定の期間をもって効力を生ずるものとします。

第 4 条 建設W E B 佐賀のサービス内容

建設W E B 佐賀の提供する主なサービスは次のとおりです。

入札情報、民間情報、その他情報等『建設W E B 佐賀』への接続

第 5 条 会員

会員とは、規約に基づき本サービスを利用する加入契約者（以下「会員」と表記します）とします。

会員には、会員と追加会員があり、それぞれ事業所毎に 1 会員とします。

第 6 条 会費

建設W E B 佐賀の会費は、入会金（契約時のみ）及び毎月の配信料とし、『会費別表』に記載の通りとします。

アクセスポイントまでの通信料および会員・追加会員の使用する末端設備にかかわる費用は、会員・追加会員の負担とします。

第 7 条 会費の支払い

会員・追加会員の会費の支払いは口座振替とします。毎月の配信料は、当月利用分を当月内、事務局の指定する日に支払われるものとします。なお「当月」とは建設W E B 佐賀サービス開始日を開始日とする 1 ケ月間、並びにそれに続く各月とします。

建設W E B 佐賀サービスの料金体系によっては、毎月の配信料を半年間あるいは 1 年間前もって支払うことも出来ます。

第 8 条 遅延損害金

会員・追加会員は規約に基づく債務についてその支払いを遅延した場合には、支払い期日の翌日から支払日の前日までの期間について、年 18% の割合で計算した遅延損害金を事務局の指定する期日までに支払うものとします。

第 9 条 入会申請

本サービスを利用しようとするものは、本約款を承認の上、事務局指定の手続きに従い、本サービスの加入を申し込み、事務局がその加入を認めたときに申し込みが成立します。会員・追加会員は、会員の氏名、商号、代表者又は住所等に変更があった場合、申込書の内容について変更が生じた場合、または提供を受けようとするサービスの内容を変更しようとする場合には、事務局所定の手続きに従い、変更事項を事務局に書面で提出することによって変更が成立するものとします。次のいずれかに該当する場合には、事務局は申込みを承諾しないことがあります。

- 1 会員・追加会員が、サービス料金等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると事務局が判断したとき。
- 2 会員・追加会員の申し込みを承諾した場合に、事務局の業務遂行又は本サービスの提供について著しい支障が生じるとき。

第 10 条 会員・追加会員管理

会員・追加会員は管理を十分に行い、他人が不正使用できないようつとめる義務を負います。会員・追加会員は紛失・盗難などに

あった場合には、ただちに事務局に通知するものとします。

第 1 1 条 登録事項の変更

会員・追加会員は住所、会費等を支払う銀行預金口座その他の登録事項に変更が生じた場合、事務所所定の手続きにより、ただちにその手続きを行うものとします。

第 1 2 条 サービスの提供・休止

建設WEB佐賀のサービスは、通年、毎日 24 時間提供します。システムの保守管理その他の理由によりサービスを休止する場合は、あらかじめ休止期間その他の事項を建設WEB佐賀に掲載して会員・追加会員に通知します。

ただし第一種電気通信事業者のサービスが提供されない場合、または停電、機器のトラブルなど緊急の場合には、予告なくサービスを休止することがあります。

第 1 3 条 会員・追加会員の責任

会員は以下の事項を遵守するものとします。

- 1 建設WEB佐賀の提供するサービスを不正の目的を持って利用しないこと
- 2 建設WEB佐賀の提供するサービスに含まれる情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと
- 3 建設WEB佐賀の提供するサービスは画面上でのコンテンツを利用できるものとし、利用者の閲覧に必要な範囲外でプリントアウトしないこと
- 4 建設WEB佐賀の提供するサービスの一部または全部、及び当該サービスから生成されたデータを印刷物及び刊行物、インターネットなどの電子的な媒体を含めて転載しないこと
- 5 その責任により九州建設情報社が損害を被った場合は、全損害額を賠償すること

第 1 4 条 会員・追加会員情報

事務局は会員に関する情報を会員情報として保有、管理し、会員・追加会員の同意がある場合、法令により開示が必要とされた場合その他正当な理由がある場合を除き、これを第三者に開示しないものとします。

第 1 5 条 会員・追加会員資格の一時停止・取り消し

事務局は、会員・追加会員の行為が次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合、会員・追加会員の建設WEB佐賀の利用を一時的停止、または会員資格を取り消すことができます。

- 1 入会申請事項に虚偽がある場合
- 2 第 9 条による入会資格を失った場合
- 3 会員が不正に使用または使用させた場合
- 4 建設WEB佐賀のサービスの運営を妨害した場合
- 5 会費、料金の支払いを遅滞した場合、口座振替が不可能となった場合
- 6 第 1 3 条の各項のいずれかに違反する行為を行った場合
- 7 その他この規約に違反する行為または規約の趣旨に著しく反する行為があった場合

第 1 6 条 退会

会員・追加会員が退会する場合、その月の 15 日までに、事務局に対し書面による所定の手続きによって通知し、当月末日をもって退会するものとします。ただし、理由のいかんに関わらず入会金は返済致しません。料金などの債務についてはこの規約の定めるところにしたがって支払いを行うものとします。原則として会員・追加会員からの退会の申し出がない限り自動更新とします。

第 1 7 条 免責

九州建設情報社は建設WEB佐賀サービスの提供、中断、停止その他により生じた会員・追加会員の金銭、財産、精神的損害などについて一切の責めを負わず、賠償の義務を負いません。会員・追加会員の行為によって生じた第三者への損害については、当該会員がすべての責任を負うこととします。

第 1 8 条 専属的合意管轄裁判所

会員と建設WEB佐賀の間で、訴訟の必要が発生した場合、九州建設情報社の所在地を管轄する裁判所を、専属的合意管轄裁判所とします。

『 会 費 別 表 』	
◆入 会 金	: 11,000 円 (内消費税 1,000 円)
◆毎月の配信料 (正 会 員)	: 5,500 円 (内消費税 500 円)
◆毎月の配信料 (追 加 会 員)	: 2,200 円 (内消費税 200 円) (※入会金は免除します)